○ 地方公務員の退職年金制度の沿革（略表）

都道府県の職員

- 官吏 ―― 恩給法（大１２．１０．１）（恩給制度）／地方自治法施行（昭２２．５．３）
  - 恩給法準用者
    - （１）地方自治法施行（昭２２．５．３）の際官吏であった者
    - （２）教育公務員特例法施行（昭２４．１．１２）の際公立学校の職員であった者
    - （３）警察官
  - → 地方公務員等共済組合法（昭３７．１２．１）（共済制度）
- 吏員 ―― 退職年金条例（施行期日は一定せず）（退隠料制度）
  - 退職年金条例適用者
    - （１）地方自治法施行の際吏員であった者
    - （２）地方自治法施行後吏員となった者
  - → 地方公務員等共済組合法（昭３７．１２．１）（共済制度）
- 雇用人 ―― （旧）国家公務員共済組合法（昭２４．１０．１）
  - （新）国家公務員共済組合法（昭３４．１．１）（共済制度）
  - → 地方公務員等共済組合法（昭３７．１２．１）（共済制度）

市の職員

- 吏員 ―― 退職年金条例（施行期日は一定せず）（退隠料制度）
  - （町村合併促進法による合併市の吏員を除く。）
  - → 地方公務員等共済組合法（昭３７．１２．１）（共済制度）
- 雇用人
  - （共済制度）
    - 共済条例（昭３０．１．１）（旧市町村職員共済組合法適用除外の市の雇用人）
    - → 地方公務員等共済組合法（昭３７．１２．１）（共済制度）
  - （共済制度）
    - （旧）市町村職員共済組合法（昭３０．１．１）（市の雇用人）
    - → 地方公務員等共済組合法（昭３７．１２．１）（共済制度）

町村の職員

- 吏員 ―― 退職年金条例（施行期日は一定せず）（退隠料制度）
  - 町村職員恩給組合恩給条例（昭１８．４．１）（退隠料制度）
    - （旧）町村職員恩給組合法（昭２７．４．１）（退隠料制度）
      - （町村合併促進法（昭２８．１０．１）の施行に伴い、新たに市となった町村の吏員を含む。）
      - → 地方公務員等共済組合法（昭３７．１２．１）（共済制度）
- 雇用人
  - （共済制度）
    - 共済条例（昭３０．１．１）（旧市町村職員共済組合法適用除外町村の雇用人）
    - → 地方公務員等共済組合法（昭３７．１２．１）（共済制度）
  - （共済制度）
    - （旧）市町村職員共済組合法（昭３０．１．１）（町村の雇用人）
    - → 地方公務員等共済組合法（昭３７．１２．１）（共済制度）

地方公務員等共済組合法（昭３７．１２．１）（共済制度）

(ア) 恩給制度、退隠料制度及び各種共済制度を統合した新しい共済制度として地方公務員全体に適用される地方公務員等共済組合法が成立した。

(イ) 退職年金条例等の適用を受けた期間を有する者の期待権、既得権を尊重する見地から、退職年金条例等の適用を受けた期間はすべて地方公務員等共済組合法の規定に基づく組合員期間に算入され、受給資格の特例措置が設けられるとともに、その期間に対する年金額の計算については、それぞれの制度の下における年金額の計算の例によりその額が計算されることとなった。

（昭６１．４．１）

公的年金制度全体の改革の一環として、共済年金制度についても、給付水準の見直しをはじめとする抜本的改革が行われた。

(ア) 国民年金制度が国民共通の基礎年金を支給する制度に改められ、地方公務員共済組合の被扶養配偶者も国民年金の被保険者とされることとなった。

(イ) 共済年金制度は、基礎年金の上乗せとしての給料比例年金として再設計され、年金額は厚生年金に相当する部分と職域年金相当部分（共済年金制度に独自に設けられた部分）との合算額とされることとなった。

(ウ) 平成9年3月までの公的年金制度全体を通じて所要の制度間調整が行われ、同年4月から旧 3 公社共済が厚生年金保険へ統合されたことに伴い財政支援が行われることとなった。

（平１６．１０．１）

平成 13 年 3 月 16 日に閣議決定された「公的年金制度の一元化の推進について」を踏まえ、地方公務員共済年金制度と国家公務員共済年金制度の財政単位が一元化され、保険料率の一本化(平成 21 年度から)と両制度間の財政調整の仕組みが導入された。